

令和 8 年度第 2 回香川地方最低賃金審議会議事録

令和 8 年 7 月 21 日（火）

高松サポート合同庁舎

北館 7 階共用 702 会議室

出席者 公 益 代 表 委 員 岡崎、籠池、平野、元木
 労 働 者 代 表 委 員 川染、中村、西尾、林
 使 用 者 代 表 委 員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議 題 （１）香川県最低賃金の改正に対する意見について
 （２）その他

○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年の第 2 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はご多忙の中、また大変暑い中、香川地方最低賃金審議会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日は高塚委員、土田委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上の 13 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。なお、本日は傍聴人として 5 名の方が傍聴されております。

はじめに資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は意見書とその他で、資料 No. 1 は日本労働組合総連合会香川県連合会、資料 No. 2 は日本金属産業労働組合協議会香川県金属部門連絡会、資料 No. 3 は香川県労働組合総連合（香川県労連）、資料 No. 4 は香川県労働組合総連合女性部、資料 No. 5 は香川県経営者協会、資料 No. 6 は香川県タクシー協同組合、資料 No. 7 は香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会委員名簿でございます。不足等はありませんでしょうか。それでは籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

はい、ありがとうございます。本日の会議次第は、お手元にある会議次第のとおりであります。この次第に沿って進めさせていただきます。まず、議題の「香川県最低賃金改正に対する意見について」に入りたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

○賃金室長

関係労使の意見聴取につきましては、7月2日に開催されました第1回の本審においてご了承いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取または実地視察によることとすると規定されております。従来、関係労使から提出された意見書を審議会資料として配布させていただいております。第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定について諮問させていただき、同日、地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、労働者側から日本労働組合総連合会香川県連合会会長、全日本金属産業労働組合協議会香川県金属部門連絡会代表、香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部部长、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書の提出がございました。先ほどご確認いただきました資料 No. 1 から 6 でございます。No. 1 から 4 は労働者側から 5、6 は使用者側からのものがございます。よろしくお願いいたします。

○籠池会長

本日は意見書を提出されている団体の担当の方が委員および傍聴人として出席しておられます。それぞれのご担当の方からご説明と補足をいただくということによろしいでしょうか。

(意見等なし)

よろしいですね。はい、そうしましたら、この意見書につきまして、慣例により、労それから使の順に、それぞれ時間は一関係団体につき 10 分以内とさせていただきますので、時間厳守でご意見、ご説明と補足をいただくようよろしくお願いいたします。まず、資料 No. 1 についての説明を日本労働組合総連合会香川県連合会からお願いいたします。

○西尾委員

はい、どうもお疲れ様です。連合香川の意見書について、私、西尾からご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 ポツに書いてあります、基本的な考え方ということでありますけれども、最低賃金の水準は、働く者のセーフティネットとして、経済的自立を支え、人たるに値する生活を営むことを可能にするものではないといけないというふうに考えていますし、その金額についても少し記載してありますけれども、私どもは中期的には賃金中央値の 60%に引き上げる必要があるというふうに考えているところでありまして、大都市圏との格差についても改善すべきであるというふうに考えているところでありまして、また、発効日についても、後に少し触れさせていた

だきますけれども、早期に実施すべきだというふうに考えているところであります。

2 ポツに主張のポイントというふうに書かせていただいております。ここでは3つの項目に分けて、賃金の状況であったり、生計費であったり、あるいは企業を取り巻く環境について書かせていただいているところであります。

まず、賃金のところでありますけれども、私ども連合の春季生活闘争における賃上げの集計というのは、全体として2024年から3年連続5%台を達成している状況であります。2024年に5%を超えたということをお伝えしましたけれども、これは1991年以降33年ぶりということでありまして、その間の長きにわたるデフレからの脱却、あるいは賃金上がるのが当たり前になりつつあるというふうな認識であります。また、時給制の方につきましても、同様に賃上げが実現している状況でありますし、その率は6%超えということで、先ほど全体5%とお伝えしましたけれども、それを上回る状況になっているということで、これはいわゆる非正規と言われる方たちを含む幅広い層で賃金改善が進んでいることを示すものであるというふうに考えているところであります。局の方から7月3日に、本部の最終集計が情報としてもたらされていますけれども、ここにつけているのは一つ前の6月分ということでありまして、率が0.01%前後上下しているということですので、付属資料については差し替えてないということでご理解いただければというふうに思います。

また、人材獲得に向けて企業が初任給を引き上げる状況というのは、私どもの連合の集計結果においても、あわせて賃金構造基本統計調査、賃金センサスにおいても確認されております。人材獲得競争が強まる中、企業が賃金を引き上げることは不可避な状況であるということでありまして、賃上げの重要性については、私たち働く者のみならず、経営者の皆さんにも幅広くご理解いただけるのではないかなというふうに思っているところであります。

次に、生計費についてでありますけれども、(2)というふうにさせていただいておりますけれども、物価上昇が続く中、生活を維持するために必要となる費用は確実に増加しているという状況です。意見書では消費者物価指数が4年連続で上昇しているでありますとか、特に食料品の上昇が高い水準であることありますとか、香川においてはソウルフードであるうどんの価格も上昇していることなどを紹介させていただいております。実質賃金、今年に入ってプラスで推移しているというような情報もありますけれども、新聞やテレビでは、来月、次の月には飲食料品が何千品目値上げをされるというような情報が毎月のように続いており、家計への負担は一層強まっているというふうに考えています。また、連合総研のアンケートの状況についても記載させていただいておりますけれども、多くの方が賃金や物価に追いついていないというような生活実感として回答している

ということでありますので、これを見ても物価上昇が家計を圧迫している状況は明確に示されているのではないかなというふうに思っているところであります。

昨年の最低賃金の影響率が 25.8%ということですので発表がありますけれども、4人に1人もの労働者の方が最低賃金の引き上げに直接影響を受ける層であることが示されているということでありますので、最低賃金の改定額がそのまま生活に直結する方々がこれほど多いことを踏まえれば、十分な引き上げが必要であるというふうなことは言うまでもありませんし、そういう認識で私たちは望んでいるということであります。加えて、先ほど申しましたけれども、最低賃金の発効日については、生活への影響を最小限にするためにも、できる限り早期に実施すべきであるというふうに考えているところであります。

次に(3)「企業を取り巻く状況」というテーマで記載をさせていただいておりますけれども、企業の経常利益は資本金別では多少のばらつきは見て取れますけれども、総じて顕著に推移していますし、四国内の県別を見ても同じような状況ということです。また、東京商工リサーチによりますと、昨年度の倒産件数は1万件超えで、倒産理由のおよそ4分の3が販売不振となっているということ。確かに人件費高騰を理由とした倒産というのも195件報告されているということでありますけれども、その割合については1.86と限定的でありますし、最低賃金引き上げとの関係性は低いというふうに言えるというふうに考えているところであります。また、同様に、労働分配率は小規模企業、中規模企業ともに高い水準ということでありますけれども、これはここ最近始まったものではなく、90年代から継続する傾向であり、最低賃金の引き上げとの関係性は限定的なものであるというふうに考えています。また、財務省の資料によりますと、企業規模にかかわらず、利益、剰余金は増え続けている一方で、人件費比率は下がり続けており、企業収益は十分に労働者に還元されていないのではないかなというふうに考えています。こうした状況を踏まえれば、現行の環境下においても最低賃金の引き上げに対応しうる体力があるのではないかなというふうに考えています。また、人件費を企業収益の調整弁というふうな扱いではなく、原材料費でありますとか、エネルギー価格と同様に上昇を前提としたものという位置づけのもと、商取引であったり、商慣行の改善、あるいは適切な価格転嫁が可能となる環境整備を図ることが、持続的な地域経済の安定に不可欠だというふうに思っています。引き上げ水準を少し書いていますけれども、冒頭に申し上げましたとおり、私たちは賃金の中央値の60%という中期的な目標を掲げていますけれども、一足飛びでの達成は困難だというふうに考えていますし、何より経営者の皆さんであったり、公益委員の皆さんにもご理解いただくことが必須だというふうに思っています。また、直近では、香川県の賃金水準、順位に応じた最低賃金に改めなければならないというふうにも考えているところであります。

いずれにしても、働く者の置かれた状況にぜひともご配慮いただき、前向きな議論が尽くせればというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上であります。

○籠池会長

ありがとうございました。次に、資料 No. 2 についての説明を全日本金属産業労働組合協議会香川県金属部門連絡会からお願いいたします。

○中村委員

はい、労働代表の中村です。今回初めて、全日本金属産業労働組合協議会香川県金属部門連絡会を代表して、最低賃金の改定に対する意見を述べたいと思います。連合の中に各産別で構成されてます金属産業労働組合協議会は、自動車総連、電気連合、JAM、基幹労連、全電線の5産別が集まって協議会を開いております。JCMという通称で通っているんですが、その5産別が特に特定最低賃金の方の改定に力を入れているような状況です。今日は最低賃金の改定の方の意見ということになりますけど、趣旨は書いてあるとおりでんですが、1つは生活基盤としての最低賃金ということで、物価高や社会保険料の負担を増す中、最低賃金は労働者とその家族の生活維持に直結する極めて重要な基盤であります。現状はフルタイム勤務でも「健康で文化的な最低限度の生活」の確保が難しい切実な実態があります。その審議にあたっては、実態に即した検証の必要性が大事だと思っています。

最低賃金の決定3要素ですね。生計費、賃金、支払い能力、3要素にあたっては、現在の物価動向や地域の持続可能性を考慮した、実際に生活を支えられる水準かどうかを丁寧に検証する必要があると思っています。

それから、香川県における特定最低賃金の意義としては、特定最低賃金の審議が必要とされる主な理由は、「地域別最低賃金を上回る適正な労働条件の確保」と「産業ごとの労働力確保・競争力強化」にあります。この審議にあたって要望したいことは、現場で働く人々の生活実感の起点として、「人への投資」や「将来の香川県の経済発展」を見据えて、「香川で働き続けられる最低賃金（地域・産業別）とは何か」という原点に立った真摯な審議を求めたいと思います。最終的には、働くすべての労働者に賃上げの流れが波及するよう、価格転嫁の環境整備に向けた実効性のある答申及び附帯決議を強く求めたいと思います。

具体的には、次ページに書いてあると思うんですが、生活基盤としての最低賃金、フルタイムで働いても、家賃や食費、光熱費、社会保険料などを払うと、医療費や教育費、老後の備えがほとんど残らない物価上昇が続く中で、実質賃金は下がり、時間外労働や掛け持ちで身を削る働き方が広がっております。低賃金は

若い世代の結婚や出産、地域に根付いて暮らすことの妨げとなって、結果として人口減少と地域の衰退を加速させています。これまでの香川地方最低賃金審議会においても、労働者側委員からは生計費や地域間格差、物価高の影響を踏まえた引き上げの必要性が繰り返し提起されております。生活者の視点からは、最低賃金は「ギリギリ食べていける水準」ではなく、「普通に暮らし、ささやかな楽しみや将来の備えもできる水準」とすることです。

2つ目が、全国最低賃金の目安額の平均値を上回る引き上げとなる必然性です。現在の深刻な物価高騰は、香川県内労働者の生活を激しく圧迫しており、生計費の維持・向上のために全国の最低賃金引き上げ額の平均値を超える引き上げとなることと、10月1日を発効日とすることが最優先課題であります。他方、人手不足の深刻化、格差是正への社会的な要請が強まっている現状を踏まえると、最低賃金・特定最低賃金が今後も上昇していくことは、経済や社会の構造から見て必然的な流れだと考えております。とりわけ、地域経済を支える中小・小規模企業の労働者の生活安定と、県内産業の持続可能性を確保するためには、引き上げの手を緩めることは許されないと思っています。

3ポツですが、労務費の適正な価格転嫁なくして、「賃金と物価の好循環」はありません。最低賃金の引き上げは、単なる企業のコストアップ要因ではなく、適切な価格転嫁が実行されて、初めて社会全体の所得向上と経済成長につながります。原材料費の転換に比べ、人件費、労務費の転換はまだ十分に進んでおらず、結果として中小企業の収益が圧迫され、労働者への適切な分配が妨げられております。香川地域の最低賃金、特定最賃は、最低賃金が改定されても、取引価格への反映ができなければ、現場の労働者への還元は絵描いた餅になってしまうので、適切な価格転嫁を行うことで、「賃金と物価の好循環」を構築していきたいと思っています。

4ポツとして、発注側企業の責務と取適法の遵守を徹底すること。政府及び公正取引委員会が定めた、2026年1月1日改正の「中小受託取引適正化法、通称取適法」に準拠する形で、「協議に応じない一方的な代金決定」を明確に禁止する内容へ刷新されました。「労務費の適切な価格と転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、最低賃金の改定という明確な根拠がある場合、発注側企業には価格交渉の場を設け、真摯に協議に応じる法的・社会的責務があります。最低賃金引き上げを理由とする価格交渉を拒絶、あるいは不当に据え置く行為は、優越的地位の濫用や下請法違反に該当する可能性があり、厳しく是正されるべきであります。

5ポツとして、審議会の要望ということで、先ほど述べたとおり、厚労省の三者構成による本審議会・運営小委員会・各専門部会においては、単に金額の増減を議論するにとどまらず、引き上げられた最低賃金が労務費として確実に下請・

受注企業の取引価格に上乗せされ、最終的に働くすべての労働者の手元に行き渡るよう、価格転嫁の環境整備に向けた実効性のある答申及び附帯決議を強く求めたいと思います。以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。次に、資料 No. 3、4 についての説明を香川県労働組合総連合からお願いいたします。

○香川県労働組合総連合女性部 中川部長

香川県労働組合総連合女性部の中川と申します。香川県最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を目指すため意見を申し上げます。

資料 No. 4 をご覧ください。香川県の最低賃金 1,036 円で 1 日 8 時間、20 日間働いても月額 16 万 5,760 円にしかありません。この中には税金や家賃も含まれています。全労連が取り組んだ最低生計費試算調査では、独身 25 歳が借家で 1 ヶ月、人間らしく生活するには、全国どこでも月額 27 万円、時給額 1,700 円以上必要との結果が出ています。今年の 3 月に香川県の最低賃金 1,036 円、月額 16 万 5,760 円でまともな生活ができますかというアンケート調査を行い、170 名から回答をいただきました。99%の方が「この金額では生活できない。」と回答し、中小企業の経営者からは最低賃金を上げるのと同時に、中小企業への支援もしてもらいたいとの意見、要望が寄せられました。世界情勢の悪化に伴うナフサ等の原料不足と価格高騰は、現場で働く労働者の雇用と生活を激しく脅かしています。命と暮らしを守るため、最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充が必要です。

また、女性の貧困・子どもの貧困をなくすためにも、最低賃金の引き上げが必要です。日本の非正規雇用労働者に占める女性比率が昨年も 68%以上あり、男女の賃金格差を生む決定的な要因となっております。女性の貧困は、彼女たちが扶養する子どもたちにも深刻な影響を与えています。母子世帯の母親は、ダブルワーク、トリプルワークといった過酷な労働を重ねても、生活保護などの所得補填がなければ暮らしを維持できない状況にあります。子どもの貧困を根本から解決するためにも、早急な最低賃金の大幅引き上げが必要です。

最後に、全国一律の最低賃金制度の確立も必要だと考えています。都市部では家賃が高く、地方では車がないと生活できず、維持費が高くなります。住んでいる場所が違って、生活に必要なお金は全国で大きくは変わりません。最低賃金の安い県から高い県へ労働者は流れています。最低賃金の引き上げは、地域の中小企業の経営も改善し、地域経済、経済の活性化が期待できます。以上のことから、最低賃金の大幅引き上げ、全国一律最低賃金の確立が必要です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○香川県労働組合総連合 藤澤事務局長

続いて資料3の方について手短に説明させていただきます。中身的には労働者側で言われた連合さんの意見もほとんどよく似ております。はっきり言って。その中で私ども5点について話をさせていただきます。

まず1つ目は22ページにある「物価高騰下でも、日本のどこで暮らしていても、働けば人間らしく暮らせるように、「労働者の生活の安定と労働力の質的向上」を保証する最低賃金の改定額を審議していただきたい。」ということです。この中身でいけば、変な話、資料にもいろいろつけましたが、私どもはやっぱり全国一律で今すぐ1,700円以上を求めています。それというのも、どこで生活していても最低生計費試算調査をしてみると、全然価格が変わらないんです。食費とかで少しのばらつきはありますよ。住居費はどうしても都会が高くなるのはわかりませんが、香川県なんかの田舎の方では、働きに行くための交通費が必ず車がなければいけない状況になってきます。その点を合わせたら、どこで働いていても1ヶ月間にかかる費用はほとんど変わりありません。むしろ、香川県なんかで言えば、飲みに行くのをできるだけ控えるようなこともされております。まだ東京の都会では「せんべろ」も行けるようなところもありますが、香川県にはそういうところもございません。そういったことも含めて、資料2の方に、全国の最低生計費試算調査の状況を載せております。ぜひともご覧になっていただきたいと思います。これについては、愛知の地方最低賃金審議会にも、同じような指標が去年から採用されております。その中で、審議にはなかなか活かされなかったみたいですけども、議論はされたようです。

また、もう1つ、一番最後のページの図1を見ていただきたいと思います。世界の国々の最低賃金額を円建てで比較してみたら、はっきり言って、韓国と日本だけが1,000円台、1,100円台までやっと思ったところです。ところが、他の国ではもう3,000円に乗っている国もあるわけです。アメリカは全国一律ではありませんが、フランスやドイツ、イギリスやオーストラリアは、全国統一の最低賃金になっています。そういったことも含めて、もう一度、日本の賃金の低さを認識していただきたいなと思っております。

それに、意見として出させてもらった2点目としては、全国一律制度の実現を目指して、地域間格差の解消をできるだけ目指していただきたいと思っています。中央最賃の審議会の中の意見書で、「地域間格差を縮めるのは縮めた方がいいけど、比較論をしてはいけない。」みたいな文章が書かれておりましたが、現実には地域間格差は、おのずとして出てくるというふうに思いますが、それははっきり言って、賃金の支払い能力から出てくる差でしかありません。生計費原則に基づい

て議論をしていただけたら、ありがたいと思っています。

また、3点目に、発効日の先送りと分散化は絶対に行わないでくださいということです。去年、改定額では発効日の先送りが、はっきり言って半年も遅れて出され、もう年度末の3月にやっと改定。それだけで半年間、その地域の方々は最低賃金の引き上げを遅らされてしまっているということです。このようなことが絶対にならないように、香川県でもお願いしたいと思います。

また4点目に、中小企業の支援策の抜本的強化を政府に求めてください。また、地域最低賃金の改定が円滑に行われるように、香川県の各自治体にも直接支援を行うような要請を出していただきたいと思います。はっきり言って、もう10県を超える県で、最低賃金の支援が行われています。市町なんかの自治体を見ましたら、ものすごい額で支援をされているところもあります。そうしないと中小企業も持たないというところも出てきているんです。そのことをもう一度認識して、香川県の各自治体にも要請を出していただきたいと思います。

それと5点目に、答申の審議を全面公開していただきたいと思います。どうしても二者協議の中で、賃金、改定額をどうするかという額の部分しか議論が出てこないんですよね。私たちの知るところとしては。議事録も残っていないという状況の中で、何を議論したのかもわからない。その上で、答申が出たから、その異議を出せと言われたって何に異議を出したらいいのかもわからないような状況にしかなくなってないんです。そのことを踏まえて、一体どのようにして、この賃金を決定することになったのか、どういう経緯で、どういうことを理由として、この賃金額を答申しようとしたのか、ということも異議を申し立てる期限の前に出していただきたいと思います。そうしなければ、異議を申し立てることも、具体的な異議を申し立てることもできないというふうに私どもは考えております。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

はっきり言いまして、香川労働局の事務局の方は、できるだけ早く議事録を出すように頑張っておられます。議事録がまとまらない最大の要因は何なのかということも、もう一度考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら使側に移りまして、次に資料No. 5、6についての説明を香川県経営者協会からお願いいたします。

○白石委員

香川県経営者協会の専務理事の白石です。よろしくお願いします。私から資料No. 5をご説明させていただくとともに、No. 6の方は代読ということでご説明させていただきます。まず、令和8年度最低賃金改定に関する意見書ということで、

まず1番目、現下の景気状況について、全国大の統計と県内企業の景気状況、日本銀行高松支店、四国財務局、それから地方紙のアンケートを記載しております。これもすべて先般の本審ないしは今後の専門部会で証拠書類として添付される内容ですので、ひとつひとつは説明いたしませんけども、全国大の統計とか県内企業の景気状況を見まして、総括しますと、中東紛争の見通しが不透明で、景気は下降するリスクがあり、後退するとの予想が増えています。コストの上昇が続く一方で、価格転嫁は進んでいない。販売価格の引上げにより売上は拡大するが、経常利益が減少する。こういう主張です。状況的には、昨年のトランプ関税、アメリカの通商政策という言葉が現在は中東紛争という言葉に置き換わっただけで、状況には変わりがないということでございます。

続いて次ページになりますけども、企業物価指数の推移です。企業間で取引される商品・サービスの価格を指数化した国内企業物価指数を見ますと、2020年平均を100とすると、2023年4月で120、その後は横ばいを続けておりましたけれども2024年以降再び上昇して昨年3月時点では126.0、また今年度になりまして上昇率が高くなり2026年3月129.5、それから今直近で135.4、最近の上がり方が急角度になっています。

3番目の価格転嫁ですが、価格転嫁の状況につきまして、上記のように企業物価が上昇し続ける状況では、適宜適切な価格転嫁が行われることが求められますが、現状においては、各種調査結果が示すとおりで、特に人件費、労務費の価格転嫁が行われる環境整備はまだまだ不十分であります。以下、全国大の調査として、中小企業庁と帝国データーバンクの調査結果を掲載しております。総括して言いますと、価格転嫁の取り組みは広がりつつあるが、実際の価格転嫁率はさほど増加していない。その分、利益が減少しているということです。それから、原材料費との価格転嫁は認められる方向にあるが、人件費・労務費の価格転嫁はそれよりも劣後していることが言えます。その理由につきましては、おいおい話をさせていただく機会があるかと思います。発注側との価格交渉も進まず、たとえ価格交渉ができて発注数量が減らされるという事例もあります。特にB to Bの企業間取引では、徐々に価格転嫁も進んでいますが、一般消費者と直接に向き合っている小売、飲食、宿泊、その他サービスでは、これ以上の値上げは顧客離れにつながるとの声があります。さらに、医療分野をはじめとする価格決定権が乏しい業種、後ほど意見書を読み上げるタクシーもそうなんですけども、自社の一存で価格を変更できず、コスト増を自社で吸収しているという状況にございます。

それから4番目ですが、倒産の状況です。東京商工リサーチが7月8日に発表した2026年上期の1月から6月期の全国企業倒産状況では、全国大の倒産件数は5,346件、前年同期比7.1%の増、5年連続で前年同期を上回り、13年ぶりの多さとなっております。倒産理由としては、物価高が28%増の439件、人手不足

は 38%増の 237 件です。原材料費等の高騰に価格転嫁が追いつかず、人手不足の中、賃上げに対応ができなかったことが要因です。業種別では、サービス業の倒産が 7 %増の 1,819 件、直近 30 年では最多です。そのうち飲食業は 5 %増の 509 件、客離れを警戒して、原価の高騰を価格転嫁できていない企業が多いと指摘されています。地区別件数では、東北を除く 8 地区で前年同期を上回って、四国は 128 件と 16.3%増、4 年連続で前年同期を上回ったという状況です。

結びになります。ちょっと長いですが、日本が、持続可能で活力ある経済社会を維持し、発展を続けるためにも、成長と分配の好循環の実現に向けて取組み、特に近年の物価高に対応して賃金水準の引上げを行うことは望ましいと考えます。既に近年の春季労使交渉において、余力のある企業は「可処分所得の改善」や「戦略的な人材確保」の観点から、初任給を始め、これまでにない賃金水準の引き上げを行っています。しかしながら、企業は、稼ぐ力なくして人件費を増やすことはできません。稼ぐ力のためにも、労働者、人的資本への投資を指摘されるころではありますが、現状では物価の上昇は続いており、需要が供給を上回って、モノやサービスが売れている状況ではなく、景気が停滞している中での、いわゆるコストプッシュインフレの状況と認識しています。国内外の様々な影響、今年に入っては中東紛争を受けて、エネルギー価格や原材料費の高騰、また人手不足等に対応して、経営を行っている中小・零細企業の状況を見る限り、そうした余力は少なく、賃上げ原資の確保ができない状況にあります。特にピラミッド型の階層構造をなすサプライチェーンにおいて、上位の親会社、元請けから業務を請け負う川下の企業、一般消費者と直接に商売している、労働集約的で人件費比率、これは原価の中に人件費の占める割合です。人件費比率の高い小売・飲食・サービスなど中小零細企業は、販売価格の値上げは即、客足が遠のくとされ、価格転嫁には進まず、賃上げの余力はなく、事業の将来性や雇用維持にマイナスの影響が生じています。様々な経済団体や労働組合が発表する今次春季労使交渉の賃上げ結果からしても、昨年度よりは低い引上げ率に留まっており、中小企業については大企業との差は広がりつつあることがその証左と言えます。また、賃上げ疲れ、賃金の息切れとのコメントも寄せられています。最低賃金は企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、強制力をもって一律に適用されるものです。苦境にある中小企業の経営者も納得していただける合理的な結論を導き出せる審議となることを強く求めます。

さて、先月開催の第 74 回中央最低賃金審議会「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について」においては、金額審議において、近隣県への金額への意識、マスコミ等で報道される全国大での県ごとの順位への過度な反応、また、目安額を上回る引上げを条件とした国の補助金の提案などにより、地域の経済実態に合わない高い引上げ額となったのではないかと指

摘がありました。

そのためにも、今年度は基本に立ち返り、最低賃金法が定める３原則、労働者の生計費、類似の賃金、そして事業者の賃金支払い能力を基本に、地域別の細密で客観的なデータを持ち寄り、そのデータの適切な分析と、適正なプロセスを経た議論を進めたいと考えます。客観的なデータ、例えば今後の審議においても、「最低賃金を引き上げても倒産は発生しない」とか、「香川県の最低賃金が近隣県よりも劣後すれば人材が流出する」などの主張がなされるとは思いますが、どこまで確からしいことなのか、関連付ける根拠はあるのか、確認する必要があります。春季労使交渉においては、賃金、賞与や人件費については、「ムード」や「気持ち」、「掛け声」で決まるものではありません。個社においては、業績の見通しや将来の財務の健全性などの経営状況や、労働者の要員数、それから労務構成、生産性の伸びなどのデータを分析して決めていきます。それと同じプロセスを踏んでいきたいと考えます。

繰り返しになりますが、我々としても影響を大きく受ける中小企業の経営者も納得できる金額で、公労使の３者が合意できるよう、意見を述べ、審議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、香川県タクシー協同組合からの意見です。代読いたします。

タクシー事業は、公共交通機関としての地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、定型的な労働集約型の産業です。人件費が売上高の６割以上を占めているなど、他産業と比較しても人件費の割合が極めて高い産業構造となっています。

近年、最低賃金の引き上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、タクシー事業の主なる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことはできません。

さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の高騰、車両・整備費用の上昇など、事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下においては、労働者の生活の安定を図るため、賃金の引き上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても、乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細のタクシー事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細企業の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持確保や雇用への影響も踏まえ、慎重な審議を賜りますようお願いいたします。何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。以上、代読でした。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。ただいま、労使各側からご説明がありましたが、このご説明について何かご意見ご質問等はございますか。

(意見等なし)

よろしいですかね。そうしましたら議題の(1)は以上とさせていただきます、(2)その他に移らせていただきます。事務局から何かございますか。

○賃金室長

第1回本審においてご説明させていただきました、香川県最低賃金専門部会委員の任命につきましては、公示により関係労使から推薦を受けた候補者の中から、令和8年7月17日付けをもちまして、お手元の資料No.7の名簿のとおり委員の任命を行いましたのでご報告いたします。以上です。

○籠池会長

そうしましたら、香川県最低賃金改正の審議を行う香川県最低賃金専門部会を設置し、第1回本審においてご承認いただきました「令和8年度最低賃金の審議の進め方等について」によりまして、この同専門部会で審議を進めていくことといたします。第1回目の専門部会は、この後、本日16時15分から開催いたしますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。そうしましたら、用意しました議題は以上ということになりますが、他にご発言等はございますか。なければ第2回の本審を閉会とさせていただきますが、よろしいですかね。

(発言等なし)

はい、ありがとうございました。それでは閉会とさせていただきます。

——了——